

高齢者保護活動等の推進要領の制定について

昭和63年6月1日

栃外第3号栃木県警察本部長通達

(概要)

警察における長寿社会対策については、「栃木県警察長寿社会総合対策要綱の制定について(例規通達)」(昭和61年11月13日付、栃防少第3号ほか)により諸施策の推進に努めているところであるが、これらを具体的に実施する上で地域警察の果たす役割は極めて大きく、地域警察官による高齢者に対する的確な保護活動等の推進が必要とされている。

新たに「高齢者保護活動等の推進要領」を制定したことから、適正な保護活動等に努めることとする。

高齢者保護活動等の推進要領の項目は

- 1 趣旨
- 2 高齢者の生活実態等の把握
- 3 訪問による世話活動等の推進
- 4 独居高齢者等に対する訪問活動
- 5 訪問時における保護活動の推進
- 6 街頭活動における保護活動の推進
- 7 社会参加活動への参加促進
- 8 広報啓発活動の推進
- 9 関係機関等との連携による通報連絡
- 10 資料の整備
- 11 転居の場合の措置
- 12 留意事項
- 13 報告

等である。